

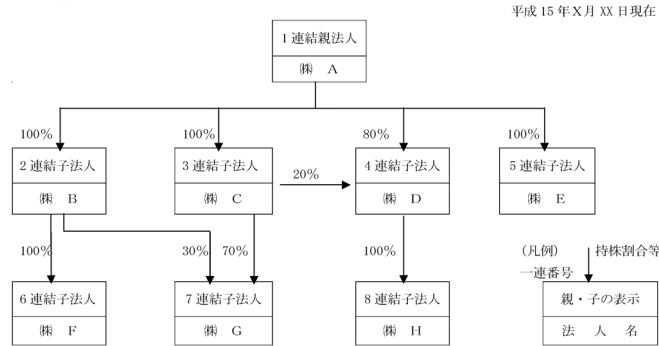
改正後

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 2)

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図



(注) 申請書に記載したすべての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 15 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	決算期	備考
1	麹町	株 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が 100%であるが、法人税法第 4 条の 2 又は同第 4 条の 3 第 2 項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

法人税法施行令第 14 条の 4 第 4 項又は同令第 14 条の 6 第 2 項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

時価評価に関して、法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

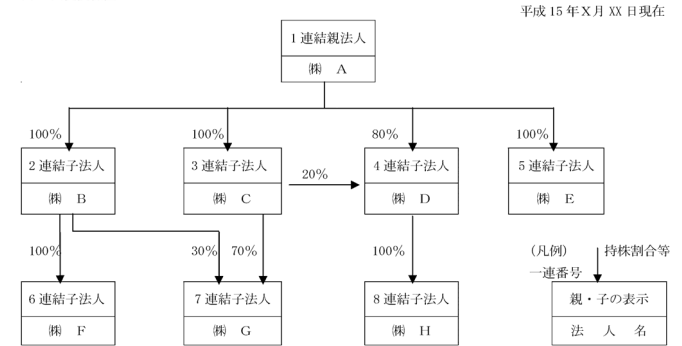
改正前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 2)

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図



(注) 申請書に記載したすべての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 15 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等 (千円)	備考
1	麹町	株 A	千代田区大手町 1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町 3-3-1	b	機械修理	34,150,000	

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が 100%であるが、法人税法第 4 条の 2 又は同第 4 条の 3 第 2 項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

法人税法施行令第 14 条の 4 第 4 項又は同令第 14 条の 6 第 2 項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

時価評価に関して、法人税法第 61 条の 11 第 1 項第 6 号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第 61 条の 12 第 1 項第 4 号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。